



2013年9月1日作成(第1版)

医療機器承認番号 20700BZY00841000

医療用品 4 整形用品
高度管理医療機器 脊椎内固定器具 JMDNコード 37272003

AO スパインスクリーシステム インプラント

再使用禁止

【警告】

整復不良、遷延治療、癒合不全等の場合、インプラントが金属疲労により折損するおそれがある。医師は、術中の整復、および術後管理に十分注意し、必要な治療を施すこと。

【禁忌・禁止】

1. 再使用禁止。
2. 金属や異物に対して重篤なアレルギーがある患者に使用しないこと。〔「不具合・有害事象」の項参照〕
3. 他社製のインプラント及び材質の異なるインプラントと併用しないこと。〔「相互作用」の項参照〕

【形状・構造及び原理等】

1. 組成

チタニウム

2. 形状・構造

本システムを構成する各製品の形状は以下のとおり。

なお、本添付文書に該当する製品の製品名、サイズ等については包装表示ラベル又は本体に記載されているので確認すること。

製品名: Ti キャニュレイテッドスクリー 3.5 mm



【使用目的、効能又は効果】

本品は、脊椎不安定性の症例(環軸椎間不安定症を含む)に対し、脊椎の固定を行うために用いる。

【操作方法又は使用方法等】

1. 使用前

- (1) 本品は未滅菌品であるため、使用に先立ち次の条件で高圧蒸気滅菌してから使用すること(滅菌装置の使用方法については、滅菌装置製造元の使用説明書に従うこと。)

<推奨する滅菌条件>

高圧蒸気滅菌	
温度	時間
121℃	20分
132℃	10分

- (2) 本品は再使用できない。
- (3) 滅菌前に全ての包装を取り除くこと。
- (4) インプラントや手術器具に傷を付けたり、破損したりしないよう取り扱いと保管に注意を払うこと。
- (5) 手術に使用するインプラントの選択は、手術前に決定すること。
- (6) 手術器具を使用する前に、全ての部品や必要な器具が揃っていること、正常に作動することを確認すること。
- (7) 使用前に傷、亀裂、まくれなど使用上支障を生じるような欠点がないことを確認すること。
- (8) 開封後は無菌的に操作すること。

2. 使用時

- (1) 本品等より適切なサイズのスクリーを選択して使用する。
- (2) 本品は必要に応じてプレートと併用して脊椎を固定する。
- (3) 術後、必要に応じて抜去する。

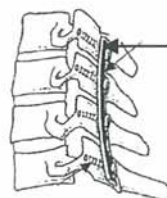
キャニュレイテッドスクリー単独使用の代表例

急性及び慢性的の環軸椎間不安定症に対して、前方からのアプローチにより第二頸椎から歯突起窩方向にガイドワイヤーを通したうえで、本品を挿入し固定を行うものである。第二頸椎からの深さにあわせて本品を選択する。
環軸椎間不安定症等に対する脊椎の固定に用いる。



Ti キャニュレイテッドスクリー 3.5 mm

プレート併用使用の代表例



1/3 円プレート
(本添付文書の構成品に含めない)

スクリー挿入時にガイドワイヤー※2を挿入する。1/3 円プレート※1をベンディングし、ガイドワイヤーの上から位置を合わせる。ガイドワイヤーに沿ってTiキャニュレイテッドスクリー3.5mmを挿入し、プレートを脊椎に固定する。

※1 販売名: AO スモールフラグメント システム インプラント Ti
医療機器承認番号: 20700BZY00552000

※2 販売名: キャニュレイテッドスクリー手術器械セット
医療機器届出番号: 13B1X00027PQ0112

3. 使用後

- (1) 患者に術後の注意事項について十分な指導と説明を行うこと。〔「使用上の注意」の項参照〕。
- (2) 原則としてその患者の症状に合わせ骨癒合がおこった後に抜去すること〔「使用上の注意」の項参照〕。
- (3) 医師は抜去の必要性、時期について十分検討し、抜去の必要性がない場合について患者に十分説明しておく必要がある。

4. 使用方法に関連する使用上の注意

- (1) 本インプラントシステムは使用目的にある適応症例に対する唯一の治療材料ではない。使用に際しては、患者の状態及び総合的な条件を考慮した上で手技を選択し、当該製品の資料や手技書及びAO ASIF Principles in Spine Surgery(M. Aebi, J.S. Thalgott, J.K. Webb 共著)の最新版に説明されている AO/ASIF の手術手技などの関連文書を必ず読み、記載の指示事項に従うこと。
- (2) 本インプラントシステムは使用目的にある適応症例以外の症例に使用しないこと。
- (3) 患者の体質や機能的要求、および解剖学的構造を評価することにより適切なサイズのインプラントを決定すること。また、内固定に関する妥当な基準に照らし、正しい解剖学的位置にインプラントを使用すること。患者の実際の骨のサイズと形状により、使用されるインプラントとその強度は制限される。
- (4) 市用する際には必ず弊社推奨の手術器具を使用すること。
- (5) 患者に埋め込んだ製品のトレーサビリティが確認できるように、患者のカルテに使用した製品の製品名、製品番号およびロット番号を記載すること。

【使用上の注意】

1. 使用注意 (次の患者には慎重に適用すること)

- (1) 感染症の患者[感染症の転位や敗血症併発のおそれがある。]
- (2) 神経、精神障害、アルコール中毒または薬物中毒、または意識不明の状態等の、術後医師の指導の徹底が困難な患者[医師の指導に従えず、術後管理が十分に行えないため、治療が長期化し不具合発現の可能性が高まるおそれがある。]
- (3) 骨粗鬆症あるいは骨形成、骨量・骨質が十分でない患者[十分な骨固定が得られず、骨癒合が遅れることにより再骨折やインプラントの破損等により不具合発現の可能性が高い。]
- (4) 糖尿病または慢性関節リウマチなどの成人病の患者[骨形成が阻害され骨癒合が遅れることにより不具合発現の可能性が高い。]
- (5) 変性疾患の患者[インプラントとの形状不適合等により不具合発現の可能性が高い。]
- (6) てんかんの患者[医師の指導に従えず、術後管理が十分に行えないことにより不具合発現の可能性が高い。]
- (7) 肥満体[患者の負荷のため、骨との固定に失敗したり、インプラントの変形や破損により不具合発現の可能性が高い。]

2. 重要な基本的注意

- (1) スクリューを設置の際には、専用のドリルガイドを使用しドリリングすること。使用しない場合、スクリューの破損、変形、ずれが生じる場合がある。
- (2) 主治医は本品使用に際し、あらかじめ手術手技およびその手順について十分に熟知した後使用すること。長年、金属製インプラントは骨接合術に使用され有用とされている。しかしインプラントの破損は発生しており、そのほとんどのケースは再手術が必要となる。骨治療が完成し、より多くの負荷が骨に吸収されることが極めて重要である。
- (3) 金属製の外科用インプラントは骨折固定および骨癒合の一手段として骨折治療や再建手術に使用されるが、全ての適応症例において良好な結果が得られるとは限らない。
- (4) インプラントは固定用内副子として受傷部位が骨癒合するまでの期間、一時的に骨折部位や骨癒合部位を固定することによって治癒を促すが、これらは骨格自体にとって代わるものではない。インプラントは健康で正常な骨と同等の運動や負荷に耐えられるようにデザインされていない。
- (5) インプラントは断続的な応力集中により金属疲労を生じる。最良の手術結果を得るために、患者またはインプラントは、固定性を失う可能性のある機械的振動または衝撃にさらされないよう注意が必要である。このため、骨折部位や骨癒合部位の固定性を維持して、確実な骨癒合が得られるようにすることが重要である。
- (6) 患者の活動性、運動制限の遵守などの要因が応力に関係し、インプラントの寿命にも影響を与える。医師はインプラントの医療上の知識のほか、その金属特性について十分理解することが必要である。
- (7) 患者に対する術後管理と、患者自身が医師の指示を守ろうとする意思は、骨折治療を成功させるために最も重要な要素である。患者にインプラント使用のリスクと限界について詳細な説明が必要である。過度または早すぎる筋肉運動の結果、インプラントの湾曲、弛緩、脱転や破損が合併症として起こり、再手術が必要となる場合があるということを患者に対して警告すること。
- (8) 骨折部位が正確に整復されていない場合や、骨癒合部位に適切な骨移植等を行わなかった場合等には、インプラントにかかる負荷が増大し、インプラントの弛緩、脱転、湾曲、破損等の原因になる場合がある。
- (9) 骨癒合遅延または骨癒合不全が起こった骨或いは治療が不完全な状態を確実に固定し得なかった場合、インプラントに繰り返し過剰な負荷が加わる結果となり、疲労のメカニズムによって、これらの負荷がインプラントの弛緩、脱転、湾曲または破損の原因となる場合がある。骨癒合不全が起こった場合、またはインプラントの弛緩、脱転、湾曲または破損が発生した場合には、重篤な損傷が起こる前に直ちにインプラントを取り替えるか抜去する必要がある。
- (10) 若く活動性の高い患者の場合骨癒合した後でも、インプラントの弛緩、脱転、湾曲または破損、腐食、位置ずれなどにより痛みを生じることがある。インプラントは補助的役割としての機能が終了した後抜去し、その後は十分な術後管理を行い再骨折を防止すること。
- (11) 抜去時に、インプラントの破損が生じることがある。また、部位によっては神経血管損傷、創部感染、再骨折等を引き起こすことがまれにある。良好な骨癒合が得られ、抜去する際も、これらの危険性を患者に説明の上、抜去を行うこと。抜去後は十分な術後管理が必

要であることを患者に説明すること。

- (12) 医師はこれらの危険性について患者に十分な説明を行い、骨癒合が確認されるまで患者の協力を確かなものにするため、患者をその指導下におく必要がある。

3. 相互作用

(1) 併用禁忌・禁止 (併用しないこと)

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
弊社指定以外のインプラント	磨耗、緩み、磨耗粉等が発生するおそれがある。 腐食により不具合が生じるおそれがある。	・形状が異なるため適正な組み合わせが得られない。 ・安全性が確認されていない。 異種の金属が相互に触れ合うと電気化学的腐食効果により腐食が生じる。
弊社指定以外の器具	器具が正常に動作しなくなるおそれがある。	器具の変形、破損。

4. 不具合・有害事象

(1) 重大な不具合・有害事象

- 1) インプラントの弛緩、脱転: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 2) インプラントの破損、湾曲: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 3) インプラントに負荷が集中しないよう、術前における骨折部の解剖学的整復や、骨癒合の十分な安定化を図るなど、適切な荷重制限又は運動制限等を指導すること。
- 4) インプラントの不適切な設置または併用器械の不適切な使用が原因で起こる組織損傷または神経損傷: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 5) 術後の矯正、整復の喪失: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 6) 感染: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 7) 術後侵襲に起因する神経損傷: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 8) 骨壊死: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 9) 手術部位による骨成長停止、関節の可動性または機能の損失、日常生活の活動能力の喪失: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 10) 骨減少、骨密度低下: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 11) 金属・異物アレルギー反応: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 12) 再骨折: まれに術後の再骨折や、プレート・スクリュー・ピン・ドリル等の抜去時の再骨折が生じることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 13) 破損片等の体内遺残: 認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。

(2) その他の不具合・有害事象

- 1) 癒合不全 (偽関節)、癒合遅延、変形癒合: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 2) インプラントを覆う被覆が不適切な場合に生じるインプラントまたは移植骨片の皮膚への圧迫。それが原因で生じる皮膚の刺激、疼痛。粘液嚢炎: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 3) 痛み・不快・違和感: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 4) 血行再生障害: まれにあらわれることがあるので、異常が認められた場合は直ちに適切な処置を行うこと。
- 5) 金属製インプラントの内在に起因するX線やMRI、CTへの影響。

5. 高齢者への適用

高齢者は一般に骨量・骨質が十分でないことが多いので、慎重に使用し、治療の経過にも十分に注意すること。

6.その他の注意

- (1)外装箱に貼付されている開封シールが剥がされた製品は、使用しないこと。
- (2)使用済みのインプラントは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関連諸法規等に従い適切に廃棄すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1.貯蔵方法

- (1)乾燥した清潔な場所で室温で保管すること。
- (2)保管中はインプラントが損傷しないように十分注意すること。

【包装】

- 1.本品は製品毎で包装される。
- 2.インプラントの個々の包装は、受け取った時点及び術前に破損等がないことを確認すること。

【主要文献及び文献請求先】

1.主要文献

AO ASIF Principles in Spine Surgery edit by M. Aebi, J.S. Thalgott, and J.K.

2.文献請求先

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
デビューシンセス・ジャパン
デビューシンセス・スパイン事業部 マーケティング部
〒101-0065 東京都千代田区西神田 3 丁目 5 番 2 号
電話番号:03-4411-6133

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者の名称:ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社

製造販売業者の住所:

〒101-0065 東京都千代田区西神田 3 丁目 5 番 2 号

電話番号:03-4411-6133

外国製造業者の名称:シンセス社(Synthes GmbH)

外国製造所の国名:スイス